

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年5月25日

鳥羽市監査委員 村林 守  
鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

監査の種類	平成29年度 定期監査	
監査実施期間	平成29年6月29日～11月9日	
結果区分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
農水商工課（農業委員会）	<p><b>① 補助金申請事務の適正化について</b> 鳥羽市補助金等交付規則では、補助事業等に要する経費の配分の変更または補助事業の内容を変更するときは、遅滞なく補助事業等変更承認申請書を提出しなければならないが、承認手続きがされていない補助事業が多く見受けられた。補助対象者等に対し書類手続等の周知徹底に努め、再発防止に向けた措置を講じられたい。</p>	<p>補助事業の経費配分や内容に変更が生じることが考えられる場合、事前に申請者と市で協議を行い、内容を精査した上で、速やかに変更申請手続きを行うよう指導を行いました。また、補助金の申請から実績・支払までの一連の流れを再確認していただきました。</p>
観光課	<p><b>① 補助金申請事務の適正化について</b> 鳥羽市補助金等交付規則では、補助事業等に要する経費の配分の変更または補助事業の内容を変更するときは、遅滞なく補助事業等変更承認申請書を提出しなければならないが、承認手続きがされていない補助事業が多く見受けられた。補助対象者等に対し書類手続等の周知徹底に努め、再発防止に向けた措置を講じられたい。</p>	<p>補助事業の進捗状況等については、補助対象事業者等と情報共有を密にし、事業の経費配分や事業内容の変更が見受けられた場合には遅滞なく事業等変更承認申請書を提出するよう促す等、適正な手続きの周知徹底を行うよう、課内で確認しました。</p>
環境課	<p><b>① 補助金交付要綱の見直しについて</b> 鳥羽市事業所用浄化槽設置整備事業補助金において、補助金交付要綱と実績報告書の添付書類に整合を欠いていた。実状を踏まえた適正な運用を行うため、補助金交付要綱の改正を速やかに進められたい。</p>	<p>平成30年2月23日付告示第5号にて事務の実情を踏まえた補助要綱に改正しました。 (添付資料あり)</p>

健康福祉課・社会福祉事務所	<p><b>① 契約手続きの適正化について</b></p> <p>がん検診委託業務については、単価契約による契約であるが予定価格調書と整合性がとれない見積内容で事務執行されていた。適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>離島における検診宿泊代について、実際の支払いは市の限度額に基づき支払いを行っていましたが、見積依頼の際、仕様書にその旨の記載がなかったため、事務処理上整合性を欠くものとなっていました。平成30年度契約より、見積依頼の際、仕様書に市の支払限度額を記載していくよう事務処理を行いました。 (がん検診委託契約について、平成29年度契約は、監査前に契約が終了していたため、平成30年度契約より修正)</p>
	<p><b>② 契約事務にかかる支出負担行為伺票について</b></p> <p>支出負担行為伺票について、数か月も遑って起票していると推測される伝票が多数見受けられた。契約伺の際には支出負担行為伺票を添付するようにし、常に執行状況の把握に心がけ、適正な執行管理を徹底されたい。</p>	<p>課内ミーティング、係内ミーティングで執行状況の確認を行う等、執行管理に努めたものの一部徹底できなかったことから、平成30年度より新たな試みとして、課内事務の再編を行うなど、適正な執行を図りました。</p>
総務課(公平委員会)	<p><b>① 契約事務にかかる支出負担行為伺票について</b></p> <p>支出負担行為伺票について、数か月も遑って起票していると推測される伝票が多数見受けられた。契約伺の際には支出負担行為伺票を添付するようにし、常に執行状況の把握に心がけ、適正な執行管理を徹底されたい。</p>	<p>契約・会計事務の遅延防止のため、研修資料等を基に一連の手続きを再確認しました。また、業務進捗の把握を心がけ、事務遅延の防止を図りました。</p>